

アンケート参考資料

【高島市の再生可能エネルギー関連補助制度】

	住宅用 太陽光発電システム	事業所用 太陽光発電システム	太陽熱温水器
補助金額	1kwあたり3万円	1kwあたり1万円	本体価格の1/10
補助限度額	10万円	50万円	5万円
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を有している ②市税の滞納がない ③過去にこの補助金を受けていない ④工事着工前に申請し、交付決定を受けること等 	<ul style="list-style-type: none"> ①市内の事業所にシステムを設置する法人等 ②市税の滞納がない法人等 ③過去にこの補助金を受けていない 	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を有している ②機器を購入する前に申請し、交付決定を受けること等
対象システム	<ul style="list-style-type: none"> ①太陽電池の最大出力合計値が10kw未満 ②自らが居住する住宅に設置する ③市内に本店または視点を有する施工業者または販売業者から購入する ④未使用である等 	<ul style="list-style-type: none"> ①太陽電池の最大出力合計値が10kw以上 ②法人等が自ら営業する事業所に設置する ③市内に本店または視点を有する施工業者または販売業者から購入する ④未使用である等 	<ul style="list-style-type: none"> ①太陽熱温水器
過去3年の実績 (件数・補助金額)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 27件 (2,639,000円) ・平成27年度 9件 (900,000円) ・平成28年度 14件 (1,373,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 0件 (0円) ・平成27年度 0件 (0円) ・平成28年度 0件 (0円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 9件 (177,000円) ・平成27年度 6件 (114,000円) ・平成28年度 5件 (118,000円)

【再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）とは】

《参考：資源エネルギー庁ホームページ》

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。



「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす設備を設置して、新たに発電を始められる方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅用など10kW未満の太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。

※再生可能エネルギー賦課金（再エネ賦課金）とは

再生可能エネルギーが私たちの暮らしを支えるエネルギーの一つになることを目指し、電気をご利用の皆様にご負担をお願いするお金のことです。

$$\text{月々の電力会社へのお支払い} = \text{電気料金} + \text{再エネ賦課金}$$

〈再エネ賦課金の算定方法〉

(平成29年5月検針分の電気料金から適用される単価)

$$\text{再エネ賦課金} = \text{ご自身が使用した電気の量(kWh)} \times 2.64\text{円/kWh}^{\ast}$$

※1 ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。

【再エネ賦課金の特徴】

- ・ 電気を使うすべての方にご負担いただくものです。
- ・ 電気料金の一部となっています。
- ・ ご負担額は電気の使用量に比例します。再エネ賦課金の単価は、全国一律の単価になるよう調整を行います。
- ・ 皆様から集めた再エネ賦課金は、電気事業者が買取制度で電気を買うための費用に回され、最終的には再生可能エネルギーで電気をつくっている方に届きます。